

函館市監査公表第24号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

函 南 地

令和 4 年 (2022 年) 9 月 13 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所					
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和 2 年 10 月 16 日～令和 4 年 3 月 25 日	提出日	令和 4 年 5 月 19 日			
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて					
勧告事項、指摘事項、意見						
<p>イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について 郵便切手の調達について、基本的に調達した分は、調達した年度内に使用されるべきであるが、年度末（3月中）に調達が集中し、予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。</p>						
措置内容、対応・考え方						
<p>郵便切手の調達については、年度末に次年度使用分を購入していたため余剰な在庫となっていることから、今後はこれを改め、年度当初に過去の使用実績に基づいて必要な数量を購入することとし、余剰な在庫を持たないよう適正な調達に努めることとしたい。</p>						